

国民健康保険健康家庭表彰事業の見直しについて

1. 制度の経緯

- ・被保険者の更なる健康の保持増進を図るため、前年度において療養の給付等を受けておらず、かつ保険料を完納した世帯に対し、記念品を授与する。
- ・昭和 54 年度に国民健康保険健康家庭表彰規則を制定。平成 21 年度から記念品を商品券（1 人につき 3 千円）とする。

2. 見直しの背景

(1) 市データヘルス計画（平成 27 年度策定）

- ・健診と医療の受診状況を見ると、対象者の 28.6%に当たる 13,196 人は健診にも医療にもかかっておらず、健康実態が把握できていない。
- ・健診受診者と未受診者の生活習慣病医療費を比較すると、健診未受診者の一人当たり医療費は健診受診者より約 1 万 7 千円高くなっているため、健診を受けて健康実態を把握することが重要である。

(2) 個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン（平成 28 年 5 月 18 日付厚生労働省通知）

- ・必要な医療を受けるべき者が受診を抑制し、結果的により重症化することがないよう、単に医療機関を受診しなかったことをもって評価することは厳に慎むことが必要とされた。

(3) 市国民健康保険の状況

- ・65 歳以上の被保険者の割合が平成 27 年 9 月に 40%となった。65 歳以上の被保険者の医療費は 65 歳未満の医療費の約 2.4 倍と高額であり、今後、被保険者の疾病の予防、早期発見及び早期治療に向けた更なる取組が必要である。

3. 制度見直しの方針

(1) 健康家庭表彰制度

- ・健康家庭表彰制度については、国のガイドラインを踏まえて廃止する。

平成 28 年度当初予算額 6,222 千円

(2) 健康づくり施策の充実（検討中）

- ・個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブとして、ワガヤネヤガワ健康ポイント事業を拡充する。
- ・被保険者の疾病の予防、早期発見及び早期治療に向けた取組として、特定健康診査の項目を拡充するとともに、人間ドック助成制度において、内臓疾患による治療を受けていないという条件を廃止する。